

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政都市町村課）……………二
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………二
- 特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………四
- 都市計画の変更……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………五
- 都市計画事業の認可（二件）……………（同）……………五
- 建築士法第十五条第二号の規定による資格者指定……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………五
- 建築基準法による一団地の区域（三件）……………（都市整備局市街地建築部建築指導第一課）……………七
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部住宅企画部不動産課）……………七
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（同）……………八
- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………八
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）……………八
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）……………三

○都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………三

○令和2年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………（福祉保健局健康安全部健康課）……………三

○知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全部業務課）……………三

○令和2年におけるさんご漁業の許可等の申請期間等……………（産業労働局農林水産部水産課）……………三

○令和2年における底魚一本釣り漁業の許可等の申請期間等……………（同）……………三

○東京港湾湾計画の変更の概要……………（港湾局港湾整備部計画課）……………四

規程（文）

○東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………四

○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………四

規程（水）

○東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五

○東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………五

訓令（議）

○東京都議会議員服務規程の一部改正……………六

公告

○土地区画整理事業の換地処分……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）……………六

正誤

○令和元年十二月二十五日付東京都規則第百一十一号……………六

○令和元年十二月二十五日付東京都規則第百一十二号……………六

規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五号

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

都市計画事業	義務教育施設	二十五年以内	三年以内
	その他教育施設	二十年以内	三年以内

教育施設整備事業	二十五年以内	三年以内
都市計画事業	二十年以内	三年以内

厚生福祉施設整備事業	建物及び用地	二十年以内	三年以内
	その他の施設	十年以内	二年以内
清掃施設整備事業		十五年以内	三年以内

厚生福祉施設整備事業	二十五年以内	三年以内
清掃施設整備事業	二十年以内	三年以内

改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の東京都区市町村振興基金条例施行規則の規定により貸付け

を決定した長期貸付の貸付金の貸付期間については、なお従前の例による。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二

二の部(二)の項中「三十二万三千九百円」を「百四十八万一千九百円」に改め、同部(六)の項中「七百三十万三千四百円」を「七百二十五万七千二百円」に改める。

附則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七号

特別区の消防団員服制規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員服制規則（昭和二十五年東京都規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

と	式	地質
	衣襟	
外	頭きん	基布は、合成繊維織物とし、表面は若草色とする。表面に防水加工、裏面にポリウレタン樹脂をコーティングする。
	透明ビニールで前面ひも付きとし、腰回りにドットボタン五個を付ける。	
	台襟付きステンカラーとし、頭きん留め用のドットボタン五個を付ける。	

兼用外とう	
製式	地質
男性消防団員兼用外とうと同様とする。	男性消防団員兼用外とうと同様とする。

活動用雨外とう							
ズボン	製式					頭巾	地質
	上衣						
	標識	袖	後面	前面	襟		
長ズボンで腰部はゴム及びひも入りとし、右後方に蓋付きの尻ポケットを付ける。裾はゴム入りとする。	左胸の上部に所属消防団名を灰色で表示する。	ラグラン型とし、袖はゴム入りとする。	特別区の消防団を表す表記を上段に「METROPOLITAN」、中段に「消防団」、下段に「TOKYO」を灰色で併記する。	中央の地質に類似色のドットボタン六個を一行に付け、左胸に内ポケット一個を付ける。	スタンドカラーとし、頭きん留め用のドットボタン四個を付ける。	透明ビニールで面ファスナ付きとし、腰回りにドットボタン四個を付ける。	基布はナイロン製とし、表面は若草色とする。表面に防水加工、裏面にポリウレタン樹脂をコーティングする。

活動用雨				
ズボン	製式			
	上衣			
	標識	そで	後面	前面
長ズボンで腰バンド及び吊りバンド付きとし、右後方にふた付きの尻ポケットを付ける。すそはひも入りとする。	左胸の上部に所属消防団名を白色で表示する。	ラグラン型とし、内そではゴム入りとする。	特別区の消防団を表す表記を上段に「METROPOLITAN」、中段に「消防団」、下段に「TOKYO」を灰色で併記する。	バンド付きとし、中央の地質に類似色のドットボタン五個を一行に付け、左胸に内ポケット一個を付ける。

を

に、

を

める。

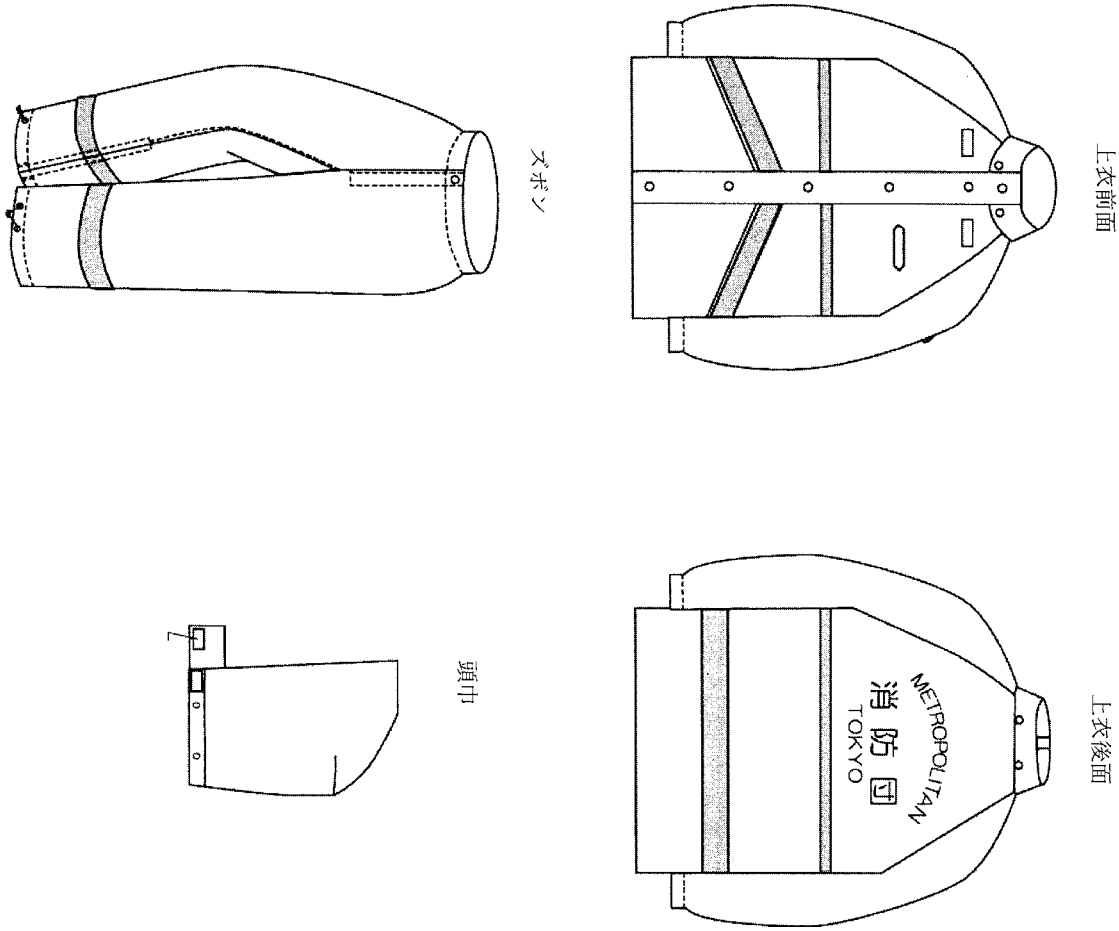
別図中(七)を次のように改める。

活動用雨外とう							兼用外とう		
ズボン	製式					頭巾	地質	製式	地質
	上衣								
	標識	袖	後面	前面	襟				
	男性消防団員活動用雨外とうと同様とする。							男性消防団員兼用外とうと同様とする。	男性消防団員兼用外とうと同様とする。

に改

活動用雨外とう

(七)



附則

- 1 この規則は、令和二年三月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特別区の消防団員服制規則の規定による男性消防団員服制中の活動用雨外とうについては、当分の間、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成三十年東京都告示第七百五十六号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 施行者の名称 荒川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・四・五十四号荒川公園
- 三 事業施行期間 平成三十年五月二十三日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
 - 平成三十年東京都告示第七百五十六号の事業地に、荒川区西尾久八丁目を加える。
 - 使用の部分

平成三十年東京都告示第七百五十六号の事業地のうち、荒川区西尾久六丁目地内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十九年東京都告示第千三百三十六号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 荒川区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・三十五号宮前公園
 三 事業施行期間 平成十九年十月十七日から令和四年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分

平成十九年東京都告示第千三百三十六号、平成二十七年東京都告示第百号及び平成二十七年東京都告示第千八百号の事業地のうち、荒川区東尾久八丁目地内において事業地を変更する。
 使用の部分

●東京都告示第百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都市計画道路

幹線街路補助 追加する部分
 線街路第三十三号線
 港区港南二丁目地内
 二 関係図書縦覧 東京都市整備局都市づくり政策部
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十一階北側)

●東京都告示第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 足立区
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百五十六号線
 三 事業施行期間 令和二年二月二十八日から令和十六年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分

足立区中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、青井一丁目及び青井六丁目各地方
 使用の部分
 なし

●東京都告示第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年二月二十八日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二十七号線
 三 事業施行期間 令和二年二月二十八日から令和十四年三月三十一日まで
 四 事業地 収用の部分

大田区大森北三丁目、大森北四丁目、大森北五丁目及び大森北六丁目各地方
 使用の部分
 なし

●東京都告示第百二十六号

平成二十年東京都告示第千二百五十二号(建築士法第十五条第三号の規定による資格者指定)の全部を次のように改正する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

次に掲げる一から五までの一に該当する者は、建築士法(昭和二十五年法律第百二十二号)第十五条第二号の規定に基づき、同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

一 次の表の(イ)欄に掲げる学校において、同表(ロ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(ハ)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)による防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	(は)
(い)	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目	(は)
(い)	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は中等教育学校 令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	一年

(注) (ろ)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目	○年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	一年
	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十単位」とする。	二年

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の(い)欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表(ろ)欄に掲げる年数以上で、同表(は)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(に)欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)	(に)
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目	○年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	三年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目	○年
	二年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とあるのは、「十五単位」とする。	一年
	一年	令和元年国土交通省告示第七百五十三号第一第一号又は第二号に規定する科目。ただし、同告示第一の各号中「二十単位」とする。	二年

とあるのは、「十単位」とする。

(注) (は)欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日前に平成二年東京都告示第三十五号第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業したもの

附則

この告示は、令和二年三月一日から施行する。

●東京都告示第二百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区東海三丁目六番、七番、八番 令和二年二月十二日から同番十一まで、九番一から同番三まで、十番及び十一番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第二百八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

国立市富士見台四丁目十七番十二、令和二年二月二十八日

十八番七から同番九まで及び同番十一の各一部、同番二十一、同番二十三から同番二十五まで、同番三十、同番三十一、同番三十三、同番三十四、同番三十八から同番四十一まで、同番四十一並びに同番四十六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第二百九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和二年二月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市鶴牧三丁目五番三から同番五まで及び二十番五日 令和二年二月四日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第二百十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 日時

令和二年三月十三日 午前十時

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 日本橋ウルハウス株式会社
(二) 代表者氏名 代表取締役 中鉢 善信
(三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋人形町三丁目十一番十号
(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九七三五七号
(五) 免許年月日 令和二年一月九日

一 日時

令和二年三月十三日 午後一時

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社ライズリンク
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 富沢 幸治
 - (三) 主たる事務所の所在地 豊島区池袋一丁目一番八号S・K・Yビル六F
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七九五六号
 - (五) 免許年月日 平成二十七年六月十二日
- 一日時 令和二年三月十三日 午後四時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室
- 三 被聴聞者
- (一) 商号 株式会社GLOBAL CITY
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 澁谷 大地
 - (三) 主たる事務所の所在地 豊島区南池袋二丁目二十九番十二号メ

所の所在地 トロシテイ南池袋二階

- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第九一〇四号
 - (五) 免許年月日 令和元年十一月六日
- 東京都告示第二百一十一号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和二年二月二十八日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社ライズテック
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 平林 竜二
 - (三) 主たる事務所の所在地 目黒区下目黒二丁目十八番三号七F

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三三二五号

- (五) 免許年月日 平成二十八年八月二十六日
 - 二 処分年月日 令和二年二月二十日
 - 三 処分内容 免許の取消し
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号
- 東京都告示第二百一十二号
次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。
- 令和二年二月二十八日
- 東京都知事 小 池 百合子

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

稲田アパート	渋谷区神宮前六丁目三十一番	中層耐火	一九・四平方メートル	六戸
同右	同右	同右	二一・二平方メートル	二戸
同右	同右	同右	三〇・八平方メートル	三戸
同右	同右	同右	三三・五平方メートル	同右

●東京都告示第二百一十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和二年三月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,100	72,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2-9	38.3	1	32,000	66,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (26号棟)	新宿区戸山2-26	33.8	2	28,400	64,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (21号棟)	新宿区戸山2-21	38.8	1	32,700	69,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (18号棟)	新宿区戸山2-18	36.3	1	30,600	71,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,600	68,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,000	79,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,100	71,000
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート (11号棟)	台東区根岸5-18	34.3	1	27,100	40,700
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート (2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	2	33,100	60,100
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (3号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	66,300
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	66,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	2	40,200	74,700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	44,200
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (8号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000	41,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,100	39,500
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	29,800	50,600
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	2	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (16号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート (1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	30,700	38,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	49,300
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	46,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート (4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	81,400
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート (1号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	71,100
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート (3号棟)	品川区八潮5-1	69.9	1	61,600	93,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート (4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	95,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート (2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	83,600
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート (10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,300	71,300
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート (2号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,100	94,600
一般都営	中層耐火	弦巻三丁目アパート (14号棟)	世田谷区弦巻3-10	59.6	1	51,100	120,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上北沢五丁目第3アパート (4号棟)	世田谷区上北沢5-48	62.8	1	54,300	107,200
一般都営	中層耐火	桜一丁目第2アパート (1号棟)	世田谷区桜1-30	51.0	1	42,000	84,800
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (54-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,200	52,600
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (54-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-54	38.7	1	33,200	52,600
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (56-6号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	1	33,200	52,600
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,000	72,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	82,000
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート (2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	26,600	62,800
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート (20号棟)	杉並区久我山1-3	40.7	1	29,800	60,700
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート (4号棟)	杉並区井草3-15	42.3	1	32,200	57,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	56,100
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	2	31,100	52,100
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	71,700
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	71,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート (7号棟)	北区浮間1-5	48.1	2	38,800	63,100
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (2号棟)	北区浮間1-8	55.9	1	45,300	80,800
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (8号棟)	北区浮間1-14	59.6	1	48,700	91,500
一般都営	中層耐火	赤羽西六丁目アパート (2号棟)	北区赤羽西6-3	42.3	1	33,200	39,800
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート (2号棟)	北区浮間2-26	51.0	1	41,300	76,700
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	53,300
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	47,600
一般都営	中層耐火	北栄町アパート (13号棟)	北区北栄町24-13	33.4	1	25,100	43,100
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (8号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	48,300	86,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (7号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	48,800	91,700
一般都営	中層耐火	板橋本町アパート (1号棟)	板橋区本町8-1	39.0	1	28,600	57,800
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,400	66,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,100	70,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (8号棟)	練馬区北町6-8	47.5	1	37,100	75,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (15号棟)	練馬区北町6-15	55.9	1	43,900	89,800
一般都営	中層耐火	練馬開町北三丁目第2アパート (4号棟)	練馬区開町北3-9	62.1	1	49,000	100,200
一般都営	中層耐火	豊玉仲町三丁目アパート (2号棟)	練馬区豊玉中3-5	39.0	1	29,100	61,600
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (4号棟)	練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	87,600
一般都営	中層耐火	貫井一丁目アパート (1号棟)	練馬区貫井1-8	55.9	1	43,200	80,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬関町一丁目第2アパート(3号棟)	練馬区関町南2-12	55.9	1	43,900	87,400
一般都営	中層耐火	上石神井アパート(11号棟)	練馬区石神井台4-5	55.9	1	44,100	90,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	52,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート(38号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(22号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(50号棟)	練馬区石神井町1-1	58.0	1	45,400	85,000
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目アパート(1号棟)	練馬区関町北3-33	55.9	1	43,300	83,900
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(4号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	43,300	75,800
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(7号棟)	足立区西保木間3-11	36.4	1	24,900	41,900
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,400	62,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(4号棟)	足立区六月2-27	55.9	1	40,700	70,000
一般都営	高層耐火	栗原一丁目アパート(1号棟)	足立区栗原1-2	61.5	1	47,900	95,200
一般都営	中層耐火	六月一丁目第3アパート(2号棟)	足立区六月1-17	57.1	1	43,400	79,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(3号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	35,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(5号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	2	22,200	33,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,400	33,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(22号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	39,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(15号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,100	40,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,800	37,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(14号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,800	37,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,300	42,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,400	31,400
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,100	31,400
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(12号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	26,700	40,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(10号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	39,400
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,200	44,300
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,100	43,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	40,300
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	39,800	69,000
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート(4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,900	72,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,500	66,100
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	1	38,000	71,100
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	66,800
一般都営	中層耐火	上千葉アパート(3号棟)	葛飾区堀切8-8	59.6	1	45,100	87,900
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(1号棟)	葛飾区奥戸1-12	59.6	1	45,000	80,200
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート(4号棟)	葛飾区柴又3-17	43.6	1	31,900	56,800
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,400	74,200
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート(13号棟)	葛飾区亀有4-31	51.0	1	37,500	70,600
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12	51.0	1	38,100	70,100
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,500	65,700
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	65,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	69,600
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,600	74,300
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	44,100	78,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,300	43,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	48,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	79,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	43,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	43,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)	八王子市松が谷5	55.9	2	30,400	57,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-2号棟)	八王子市松が谷9-2	62.1	1	35,800	72,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	77,100
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	88,600
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(3号棟)	府中市晴見町2-18	51.0	1	31,300	74,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	2	29,800	66,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-1	45.1	1	25,100	56,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	75,800
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート(1号棟)	調布市上石原1-16	61.3	1	37,700	86,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(2号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	37,700	87,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート(1号棟)	調布市富士見町4-14	51.0	1	31,000	72,500
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(1号棟)	調布市佐須町4-1	55.9	1	35,200	83,000
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(2号棟)	調布市染地1-1	60.2	1	36,500	86,400
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(7号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	32,400	74,400

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (2号棟)	町田市中町4-8	59.6	1	35,200	77,300
一般都営	中層耐火	町田金森アパート (1号棟)	町田市金森7-6	36.4	1	17,700	35,400
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (7号棟)	町田市金森7-19	60.2	1	34,300	66,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (13号棟)	町田市成瀬7-10	51.0	1	27,300	54,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (18号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,400	59,700
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (8号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (9号棟)	町田市相原町3190	61.5	1	35,800	77,600
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート (1号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	73,900
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (5号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,300	37,200
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート (2号棟)	東村山市秋津町1-28	60.2	1	35,400	72,400
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート (1号棟)	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30,100	61,400
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (12号棟)	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	63,500
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート (15号棟)	西東京市田無町7-9	62.1	1	37,200	78,300
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート (2号棟)	狛江市東野川2-17	51.0	1	32,600	75,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (12号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (14号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (25号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,900	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (27号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (34号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (38号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート (39号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	47,100
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート (23号棟)	清瀬市元町2-25	51.1	1	30,200	63,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-4号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-8号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	2	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-10号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-9号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,900	62,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地 (3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-3号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-5号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800

●東京都告示第二百十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項及び第五十六号第一項第三号の規定に基づき都
営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和二年三月一
日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告
示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(13号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,300
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(2号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,200
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート(1号棟)	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(4号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート(26号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-33	35.1	1	25,800
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(4号棟)	北区赤羽西5-12	37.3	1	29,000
改良	中層耐火	東和アパート(2号棟)	足立区東和2-6	32.6	1	22,100

●東京都告示第二百十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基
づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
諏訪団地四丁目第2駐 車場	多摩市諏訪四丁目一 番地	一二〇区画
西瑞江四丁目第4アパ ルト駐車場	江戸川区西瑞江四丁 目二十六番地	二八区画

●東京都告示第二百十六号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一
条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び
美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三
第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のよ
うに指定する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビ
ルB棟九階
- 二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地
(一) 管理理容師
令和二年九月二十八日、十月五日及び同月六日

(二) 管理美容師

食品衛生センター
渋谷区神宮前二丁目六番一号

ア 令和二年八月十七日、同月十八日及び同月二十四日

日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 令和二年八月二十五日、同月三十一日及び同年九月一日

月一日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

ウ 令和二年九月八日、同月十四日及び同月十五日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

エ 令和二年九月二十八日、同年十月五日及び同月六日

日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第二百二十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 メチルニターニター（四フルオロブチル）ーイーインダゾールー三ーカルボキサミド）ー三ー三ージメチルブタノアールト及びその塩類（通称名FIMDMBIBINA CA）

(二) 化学名 Nー（二フエニルエチル）ペペリジンー四イル）ーNーフェニルペンタンアミド及びその塩類（通称名Valerylferentanyl）

(三) 化学名 （八R）ーアセチルNーNジエチルー六ーメチルー九ー十ジデヒドロエルゴルリンー八ーカルボキサミド及びその塩類（通称名ALDー五二、ーAcetylILS D）

(四) 化学名 ー（二・三ーベンゾジオキソールー五イル）ーニ（ブチルアミノ）ペンタンーイオン及びその塩類（通称名NBUTYL pentylone）

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和二年二月二十九日

●東京都告示第二百十八号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合）

合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年におけるさんご漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定め、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和二年三月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
二十七隻

●東京都告示第二百十九号

東京都漁業調整規則（昭和四十年東京都規則第六十号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年における底魚一本釣り漁業（小笠原海域におけるものに限る。）の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和二年三月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
七十隻

●東京都告示第二百二十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の第三九項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

なお、平成二十六年東京都告示第千六百九十三号によりその概要を告示した東京港港湾計画について変更したものである。

令和二年二月二十八日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 港湾施設の規模及び配置

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 公共埠頭計画

(ア) 外内貿コンテナ埠頭計画

地区名	施設 種別	水深(メートル)	バース 数	延長(メートル)
内港	岸壁	一一・五	二	五五〇

(イ) 外貿埠頭計画

地区名	施設 種別	水深(メートル)	バース 数	延長(メートル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	一九五

イ 水域施設計画

地区名	施設種別	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
内港	泊地	一一・五	三
内港	航路・泊地	一一・五	三四

二 土地造成及び土地利用計画

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 土地利用計画

地区名	用途	面積(ヘクタール)
内港	埠頭用地	五六
	港湾関連用地	七四
	交流厚生用地	一二
	工業用地	一一
	都市機能用地	一五三
	交通機能用地	二九
	緑地	四一
	廃棄物処理施設用地	三

三 港湾の効率的な運営に関する事項

(一) 既設・既定計画の変更事項

地区名	施設 種別	水深(メートル)	バース 数	延長(メートル)
内港	岸壁	一〇・〇	一	一九五
内港	岸壁	一一・五	二	五五〇

四 その他重要事項

(一) 既定計画の変更事項

ア 大規模地震対策施設

地区名	施設 種別	水深(メートル)	バース 数	延長(メートル)
内港	岸壁	一一・五	二	五五〇

五 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

東京港港湾局港湾整備部計画課

規程(交)

●交通局規程第八号

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都交通局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年交通局規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の第三項」に、「一般職非常勤職員(法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の)」を「会計年度任用職員(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる)」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

●交通局規程第九号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都交通局長 土 淵 裕

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の職名に関する規程(昭和四十六年東京都水道局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に、「一般職非常勤職員(法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の)」を「会計年度任用職員(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる)」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の職名に関する規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「一般職非常勤職員(法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の)」を「会計年度任用職員(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる)」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年二月二十八日

東京都下水道局長 和賀井克夫

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(平成三十年東京都下水道局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二條を第三十三條とする改正規定を次のように定める。

第三十二条中「一般職非常勤職員」を「職員」に改め、同条を第三十三条とする。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会議長 東京 都 議 会 議 会 局

東京都議会議会局職員服務規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第三号)の一部を次のように改正する。

令和二年二月二十八日

東京都議会議長 石 川 良 一

第一条中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條第二項の規定により臨時的に任用される職員を除く。」を削る。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第一項の規定により換地処分があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

正 誤

○令和元年十二月二十五日付東京都規則第百一十一号

ページ一段一行一誤一正

増刊150 五 下 十 一 年 月 日 年 月 日生

○令和元年十二月二十五日付東京都規則第百一十二号

増刊151二十七ページ下段中「東京都中央卸売市場条第33条」を「東京都中央卸売市場条第33条」に訂正する。八ページ上段中「東京都中央卸売市場条第33条」を「東京都中央卸売市場条第33条」に訂正する。

行 発

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 五〇円

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

